

皆さんのまちづくり活動を 応援します

◆ 愛荘町まちづくり活動支援事業補助金について

町では、豊かで活力あふれ魅力あるまちづくりを進めるため、さまざまな分野において町民の皆さんが自発的・主体的に取り組まれるまちづくり活動に対し補助金を交付します。

「愛荘町は暮らしやすい」「愛荘町にずっと住み続けたい」と思えるまちづくりをめざすことは、町民みんなの願いです。「子育てしやすく、高齢者や障がい者も安心して暮らしたい・・・緑豊かで文化の薫り高いまちにしたい・・・安心して住みよいまちにしたい・・・」など、実現に向けて活動をはじめてみませんか。

◆ 補助金額は

- 補助金額は一団体当たり10万円を上限とします。
- 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てします。
- 補助金の交付は、同一事業につき3年を限度とします。

◆ 対象となる活動は

愛荘町内において、福祉・防災・環境・国際交流・教育および文化等様々な分野において、自ら主体的に取り組むまちづくり活動。

ただし次の項目に該当すること。

- (1) 自主性、自立性に基づく活動で継続・発展性のあるもの。
- (2) 非営利で行う社会一般の利益を目的とする活動および社会貢献活動。ただし、政治的または宗教的活動は除きます。
- (3) 町内で行う事業で、町民の誰もが自由に参加できる団体活動。ただし、活動目的に照らして合理性のある加入条件を付ける場合は、この限りではありません。

* たとえば「働く女性の会」という団体であれば、構成員を女性に限定するのは合理性がありますが、ある区・自治会の構成員の方のみが活動しておられ、他の区・自治会の方が入れないような活動については、この補助金の対象となりません。

《対象とならない活動は》

- (1) 国、県、町および公益法人が実施する他の財政的支援を受けている事業、または受ける予定の事業。
- (2) まちづくり活動の主たる効果が町外で生じる事業。
- (3) 団体の利益、残余財産等を構成員に分配する事業。

◆ 対象となる団体は

補助の対象となる活動を行い、愛荘町に活動拠点がある団体で、5人以上で構成され、そのうちの半数以上が町内に在住、在勤または在学している団体とします。

ただし、仲間うちでの稽古または練習を目的とした団体、暴力団もしくはその構成員などの統制下にある団体は除きます。

◆ 補助対象となる経費は

補助金の対象となる経費は、活動や事業を実施するために直接必要となる経費とします。

【補助対象経費】

報償費	外部講師、指導者等に対する謝礼
旅費	外部講師、指導者等の交通費、宿泊費
消耗品	事業の実施に必要な事務用品、コピー用紙等
燃料費	事業の実施に必要な燃料代
印刷製本費	資料、パンフレット等事業に伴う印刷代
光熱水費	事業の実施に必要なガス、水道代等
通信運搬費	事業に係る切手、電話代等
使用料及び賃貸料	事業を実施するための会場使用料、機器借上料等
備品購入費	団体の運営に必要不可欠と認める備品の購入(*注)
その他	事業の実施に必要であると特に町長が認めたもの

* 備品購入費は補助対象経費の1/2以内を限度とします。

【補助対象とならない経費】

飲食費

材料費、記念品購入等の経費

団体の経常的な運営に係る経費（事務局経常経費など）

その他事業実施に直接関わらない経費、社会通念上適切と認められない経費

領収書等により実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費

◆ 補助対象の活動期間は

平成27年3月31日までに行われる事業を対象とします。

翌年度以降も継続しておこなう活動も可能ですが、補助金は継続して交付されるものではなく、その年度のみとなります。（1回の補助採択が次年度以降の採択を約束するものではありませんのでご注意ください。）

募集時にすでに取り組んでいる活動も対象としますが、補助金交付決定日以降にかかる経費に対してのみ補助します。

◆ 応募に必要な書類は

- 募集期間中に、次の書類を添えて提出してください。

1	愛荘町まちづくり活動支援事業補助金交付申請書	様式あり
2	まちづくり活動計画書	様式あり
3	まちづくり活動収支予算書	様式あり
4	団体概要書 *団体の規約(会則等)を添付してください。	様式あり

* 様式は、町ホームページからダウンロードできます。

◆ 募集期限および提出先(問合せ先)

- 募集期間

平成26年8月8日（金）から平成26年8月25日（月）まで

- 提出先(問合せ先)

愛荘町役場 愛知川庁舎 総合政策課

TEL 0749-42-7684

E-mail seisaku@town.aisho.lg.jp

◆ 審査方法

申請書により、愛荘町まちづくり活動支援補助金審査会が書類審査し、その審査結果に基づき町長が交付決定します。(内容によっては、ヒアリングを実施します。)

◆ 審査基準

	項 目	内 容
1	社会的公益性	社会的な公益向上が見込める事業を行う団体であるか。
2	実現性	実行可能な方法、スケジュール、予算で事業計画が立案されている団体か。
3	全般的な評価	補助金だけに頼らず自力で資金確保に努めようとしているか。 活動している内容がより発展し、多く人に広がる可能性が高いか。

* 審査員がそれぞれの項目について評価し、最終協議の上決定します。

◆ 事業成果の公表

補助金を受けた団体には、補助事業終了後、実績報告書類を提出していただきます。このほか町広報等の原稿寄稿などの協力をお願いします。